

葉山町下水道ウォーターPPP
(処理場等施設コンセッション) 事業

基本協定書 (案)

令和7年10月

【令和8年3月改訂版】

葉山町下水道課

目 次

(定義)	2
(趣旨)	3
(基本的合意)	3
(SPC の設立)	3
(SPC の株主)	4
(運営権の設定)	5
(実施契約の締結)	6
(資金調達協力義務)	7
(実施契約の不成立)	8
(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	8
(秘密情報の取扱い)	8
(個人情報の保護)	8
(本協定の変更)	8
(本協定の有効期間)	9
(管轄裁判所)	9
(その他)	9
別紙 1 SPC 設立時の構成企業の出資一覧	11
別紙 2 株主誓約書の様式	12

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業に関して、葉山町（以下「町」という。）と【 】,【 】及び【 】は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。【※第1条から第6条は、本協定締結後速やかに SPC を設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存の SPC を活用する場合は内容を修正します。】

（定義）

第1条 本協定において、

- (1)「運営権」とは、本事業に関し第6条に基づき SPC に設定される予定の PFI 法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2)「運営権設定対象施設」とは、とは、①処理場（葉山浄化センター）、②ポンプ場（葉山中継ポンプ場）、③マンホールポンプ設備及び④葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路（圧送管）をいう。
- (3)「SPC」とは、本事業（本条第15号に定義する。以下同じ。）を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (4)「実施契約」とは、本事業の実施に関し、町と SPC との間で締結される葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約をいう。
- (5)「代表企業」とは、構成企業（本条第17号に定義する。）のうち、提案書類（次号に定義する。）に代表企業として記載された【 】をいう。
- (6)「提案書類」とは、優先交渉権者（本条第16号に定義する。以下同じ。）が令和8年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して町が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（町に提出された書類を含む。）及び口頭による回答（後日文書化したものに限る。）を含む。）を含む。）をいう。
- (7)「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (8)「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。
- (9)「募集要項」とは、町が令和7年10月10日付で公表した、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業募集要項をいう。
- (10)「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（開示資料を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、町のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して町が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除

く。)をいう。

- (11)「本完全無議決権株式」とは、SPCの発行する株式で、SPCの株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない旨の会社法第108条第1項第3号の定めがある種類の株式をいう。
- (12)「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。
- (13)「普通株式」とは、SPCの発行する株式で、SPCの株主総会におけるすべての決議について議決権を有する株式をいう。
- (14)「普通株主」とは、普通株式の株主をいう。
- (15)「本事業」とは、実施契約に基づき要求水準書(本条第18号に定義する。)に従って実施される事業として実施契約に規定される各事業の総称をいう。
- (16)「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された【 】をいう。
- (17)「構成企業」とは、優先交渉権者を構成する法人である【 】、【 】及び【 】¹をいう。
- (18)「要求水準書」とは、葉山町下水道ウォーターPPP(処理場等施設コンセッション)事業要求水準書(要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。)をいう。

(趣旨)

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者がSPCを通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、構成企業が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立するSPCをして、第7条に基づき町との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、町と構成企業が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 町及び構成企業は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPCを設立し、SPCをして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

- 2 構成企業は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、町に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(SPCの設立)

第4条 構成企業は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCに係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を町に提出しなければならない。

- (1) SPCは、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本

¹ 実際を選定された優先交渉権者の構成に従って記載します。なお、疑義を避けるために付言すると、本協定の当事者となる構成企業には、SPCに対して出資をしない協力企業は含まれません。

店所在地が葉山町内であること。

- (2) SPC は、設立時における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●円以上²であること。
 - (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、普通株式及び本完全無議決権株式のみであることの規定があること。
 - (4) SPC の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人³を設置する規定があること。
 - (5) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (6) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 構成企業は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を町に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての構成企業は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、募集要項に定める条件に従い、**別紙 1** に構成企業の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する普通株式の割り当てを受けるものとする。

2 構成企業は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、**別紙 2** 記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 普通株主は、普通株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、他の普通株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）を行おうとするときは、書面による町の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法その他の法令等（憲法、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。以下同じ。）の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。
- (2) 普通株主は、前号の規定に従い町の承認を得たうえで、その所有に係る普通株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、**別紙 2** 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ町に提出せしめるものとする。
- (3) SPC が、新たに普通株式を発行しようとする場合、普通株主は、町の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行

² 優先交渉権者の提案に基づき記載します。

³ 監査役会の設置を否定するものではありません。監査役会の設置を希望する応募者は、その旨提案書に記載してください。

使用するものとする。ただし、SPC が、①普通株主に対して普通株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、普通株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

(4) 普通株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る普通株式を処分してはならない。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 普通株主は、株主間契約（二者以上の普通株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における普通株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを町に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨町に通知する。

(6) 普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が SPC により義務事業（実施契約に定める定義による。）又は附帯事業に導入された場合、町及び町の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。ただし、町が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、普通株主は、当該利用許諾に関して町又は町の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をするものとする。

3 普通株主が普通株式の処分について前項第 1 号の町の事前の承認を求めた場合において、①普通株式の処分先が前項第 4 号に定める要件を満たしており、かつ、②当該普通株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分が SPC の事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、町は、原則として当該処分を承認する。

(運営権の設定)

第 6 条 町及び構成企業は、第 4 条に定める SPC 設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、町及び SPC それぞれにおいて必要な承認手続を完了させる。町は、町議会の議決を経たうえで、SPC に本事業に係る運営権を設定する。

2 前項の運営権に基づく本事業は、実施契約で別途定める前提条件を SPC が充足することを条件として開始するものとする。

3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、構成企業又は SPC がこれを負担するものとする。

(実施契約の締結)

第7条 町及び構成企業は、前条に定める運営権の設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、町と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、町は、募集要項等に定める手続において修正された後の実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

- 2 構成企業は、町が実施契約の締結までに提案書類に記載された任意事業に係る事項を要求水準書に反映できるよう、最大限協力する。
- 3 構成企業は、町から請求があった場合には速やかに、町に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として町が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。
- 4 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、町が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、構成企業は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。
- 5 構成企業は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、町は、法令等に違反しない限りで、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、構成企業は、SPC 設立に際して、それ以前に構成企業が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 6 町は、実施契約の締結がなされる前に構成企業のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第6号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、運営権者又はその親会社等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（葉山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

- (6) 本事業に関し、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (7) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (8) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (9) 本事業に関し、構成企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (10) 構成企業が、PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由のいずれかに該当したとき。
 - (11) 構成企業が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。
- 7 町及び構成企業は、実施契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 8 構成企業は、町が策定している令和 8 年度から令和 12 年度までの改築計画につき、町と協議及び調整を行う。

（資金調達協力義務）

第 8 条 構成企業は、提案書類の定めに従い、SPC へ出資し、SPC への出資者を募り、また、SPC による借入れその他の SPC の資金調達を実現させるものとする。

(実施契約の不成立)

第9条 構成企業の責めに帰すべき事由により、令和8年10月30日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと町が判断した場合、以下のとおりとする。

- (1) 既に町及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての構成企業が連帯して負担する。
- (2) 町は、構成企業に対して、優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金として、町が合理的に算定した金額を請求することができる。この場合、すべての構成企業は連帯して当該違約金を支払う。
- 2 町の責めに帰すべき事由により、令和8年10月30日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと町が判断した場合、既に町及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、町と構成企業の協議によって決定されるものとする。
- 3 町及び構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、令和8年10月30日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと町が判断した場合は、既に町及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第10条 構成企業は、町の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。ただし、第4条に基づき設立されるSPCに対する本協定上の地位の承継については適用しない。

(秘密情報の取扱い)

第11条 構成企業は、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第12条 構成企業は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(本協定の変更)

第13条 本協定の変更は、町及び構成企業が事前に書面により合意した場合にのみ行うことができるものとする。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から本事業開始日までとする。ただし、令和8年10月30日までに実施契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと町が判断した場合には町が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、次項、第9条から第12条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 本協定の終了後においても、普通株主が普通株式の処分について町の事前の承認を求めた場合、第5条第3項に記載の条件がすべて充足された場合には、町は、原則として当該処分を承認する。

(管轄裁判所)

第15条 町及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第16条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

(その他)

第17条 本協定に定めがない事項については、町及び構成企業が協議して定める。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書●通を作成し、町並びに代表企業及びその他の各構成企業は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年●月●日

町	所在地 代表者 葉山町長	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地 葉山町下水道事業管理者 山梨 崇仁 印
代表企業	住所又は 所在地 商号又は 名称 代表者	⑩
構成企業	住所又は 所在地 商号又は 名称 代表者	⑩
構成企業	住所又は 所在地 商号又は 名称 代表者	⑩

別紙1 SPC 設立時の構成企業の出資一覧

構成企業の商号又は名称	出資額	普通株式の保有割合
	円	%
	円	%

株 主 誓 約 書

令和 年 月 日

葉山町公共下水道事業管理者 殿

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑨

【 】(以下「当社」という。)は、本日付けをもって、町に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【町及び【 】、【 】との間の葉山町下水道ウォーターPPP(処理場等施設コンセッション)事業基本協定書/町及び【 】(以下「SPC」という。)の間の葉山町下水道ウォーターPPP(処理場等施設コンセッション)事業公共施設等運営権実施契約書】⁴に定めるとおりとします。

記

- 1 SPC が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 当社は、普通株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本誓約書において同じ。)について、他の普通株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)を行おうとするときは、書面による町の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して普通株式を処分した場合には、当該普通株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
- 3 当社は、前号の規定に従い、町の承認を得たうえで、その所有に係る普通株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ町に提出せしめるものとする。
- 4 SPC が、新たに株式を発行しようとする場合、当社は、町の事前の書面による承認を得た

⁴ 本誓約書提出時点でいずれか有効な協定又は契約を引用するものとします。

うえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①普通株主に対して普通株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合は除く。

- 5 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る普通株式を処分しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 当社は、株主間契約（二者以上の普通株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における普通株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを町に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨町に通知する）ものとする。
- 7 当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が SPC により義務事業又は附帯事業に導入された場合、町及び町の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること。ただし、町が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、当該利用許諾に関して町又は町の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力を行うこと。
- 8 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ町と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、町の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
- 9 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所を横浜地方裁判所とすること。